

平成26年度 高等学校等就学支援金 支給手続のお知らせ

このたび、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」の成立により、全国一律の制度として、平成26年度入学者から公立高等学校の授業料無償制度が廃止され、私立高等学校等と同様の就学支援金制度へ移行することとなりました。

東京都教育委員会では、都立高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に通う生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、授業料に充てるものとして「高等学校等就学支援金」（以下「就学支援金」という。）を支給し、家庭の教育費負担を軽減します。ただし、①高等学校等を卒業し、又は終了した方、②高等学校等に在学した期間が通算して36か月（定時制及び通信制課程は48か月）を超える方は就学支援金の支給対象となりません。

この「お知らせ」をお読みになり、就学支援金の支給を希望される方は、学校を通じて支給手続をお願いします。

■ **就学支援金は学校が生徒本人に代わり授業料として受け取ります。**
就学支援金は学校が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てることになります。生徒本人・保護者が直接受け取るものではありません。また、支給手続を行わない場合は就学支援金の支給対象とならず、授業料を負担していただくことになります。

1 就学支援金の支給対象となる世帯及び支給額

支給対象世帯	支給額			
	全日制 (単位制含む)	定時制	定時制 (単位制)	通信制
区（市町村）民税所得割額※1が 30万4,200円未満の世帯※2	月額 9,900円	月額 2,700円	1単位につき 1,740円	1単位につき 336円

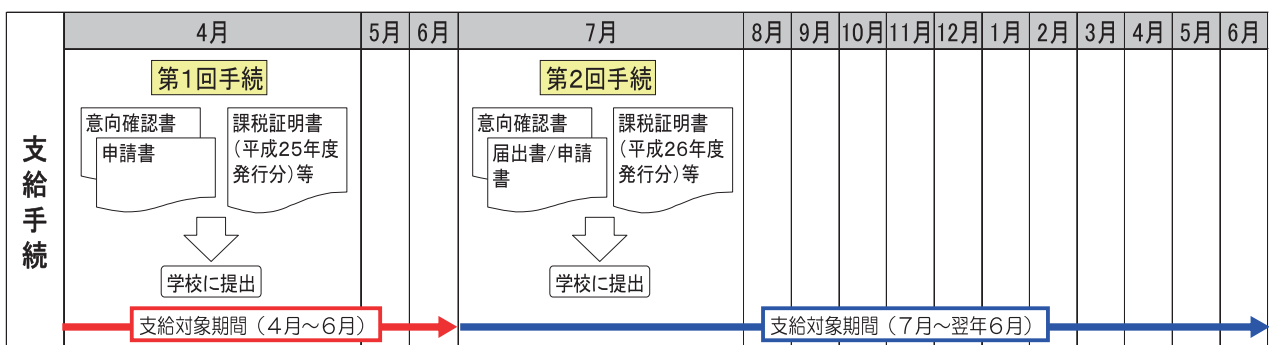
※1 区（市町村）民税所得割額の確認方法は、2ページに掲載しています。

※2 共働きの場合、合算となります。

2 就学支援金支給手続の時期

○ 就学支援金支給手続は、4月及び7月の年2回行います。

手続回※1	受付期間※2	支給対象期間※3
第1回	平成26年4月	平成26年4月分から平成26年6月分まで
第2回	平成26年7月	平成26年7月分から平成27年6月分まで



※1 第1回手続と第2回手続では提出書類が異なります。提出書類は、3ページに掲載しています。

※2 受付期間を過ぎると、就学支援金の支給を受けることができない場合があります。

※3 年間を通じて就学支援金の支給を希望される方は、必ず第1回と第2回の手続を行ってください。

3 区（市町村）民税所得割額の確認方法

- 以下のいずれかにより確認することができます。
 「源泉徴収票」では確認することができません。

（１）住民税（非）課税証明書

保護者が1月1日現在、住民登録している区市町村役所（場）で発行できます。

平成〇〇年度 特別区民税・都民税 課税証明書

※記載見本

生年月日 〇〇

平成〇〇年1月1日から12月31日までの所得等	所得控除額の内訳
給与収入金額 〇〇円	社会保険料控除 〇〇円
公的年金等収入金額 〇〇円	生命保険料控除 〇〇円
	雑所得控除 〇〇円
合計所得金額 〇〇円	

平成〇〇年度 課税標準

総所得金額 〇〇円	平成〇〇年度 税額	繰延損失 〇〇円
その他の課税標準額の合計 〇〇円	特別区民税 所得割 〇〇円	
	均等割 〇〇円	都民税 所得割 〇〇円

上記のとおり相違ないことを証明します。
 平成〇〇年〇月〇日 〇〇区長 〇〇〇 印

区（市町村）民税 所得割額

（２）特別徴収税額通知書

保護者が会社にお勤めの場合は、勤務先を経由して交付されます。

平成〇〇年度 特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

※記載見本

拡大

特別区民税 税額控除前所得割額 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	区（市町村）民税 所得割額
特別区民税 税額控除額 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	
特別区民税 所得割額 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	
特別区民税 均等割額 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	
特別区民税 税額控除前所得割額 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	

増減額 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 月

区（市町村）民税 所得割額

（３）住民税納税通知書

保護者が自営業の場合は、1月1日現在、住民登録している区市町村役所（場）から送付されます。

特別区民税・都民税 課税明細

※記載見本

通知書番号 〇〇

(単位:円)

課税標準	特別区民税 所得割明細	都民税 所得割明細					
前	回	今	回	前	回	今	回
〇〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇
〇〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇
	税額控除前所得割 〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇
	税額控除等 〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇
	税額控除後所得割 〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇
	特別区民税 均等割明細	都民税 均等割明細					
	回	回	回	回	回	回	回
〇〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇
〇〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇
〇〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇

〇〇課 〇〇係
 住所 〇〇
 電話 〇〇

区（市町村）民税 所得割額

※ 上記はイメージです。お住まいの区市町村によって形式が異なる場合があります。

4 就学支援金支給手続に必要な書類

■ 書類提出上の注意事項

- (1) 第1回手続（4月）と第2回手続（7月）では必要な書類が異なります。
- (2) 手続回ごとに必要な書類を提出していただきます。
- (3) 必要な書類に不備があるものや、受付期間内に提出がないものは、就学支援金の支給を受けられない場合があります。
- (4) 提出していただいた書類は、返却することができません。

必要な書類		対象世帯区分		発行機関
		生活保護受給世帯	生活保護を受給していない世帯	
1 意向確認書（全員提出）※1		支給を希望する場合、「申請をします。」に○を付けてください。		
第1回手続	意向確認書（第1回手続申請）			
第2回手続	意向確認書（第2回手続申請）			
意向確認書で「申請をしません。」に○を付けた方は、以下の書類を提出していただく必要はありません。（授業料を負担していただくことになります。）				
2 申請書/届出書※2		1 枚	1 枚	—
初めて支給 手続を行う場合	高等学校等就学支援金受給資格認定申請書			
一度支給を 受けた場合	「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出書			
3 生活保護受給証明書の原本又はその写し※3		1 枚	—	福祉 事務所
第1回手続	平成25年1月1日時点で生活保護の対象であることが確認できるもの			
第2回手続	平成26年1月1日時点で生活保護の対象であることが確認できるもの			
4 区（市町村）民税所得割額が確認できる書類（いずれか1つ）※4		— ※5	各保護者 1 枚※6	役所（区・市・町村等）
①住民税（非）課税証明書（記載事項の省略がないもの）				
②特別徴収税額通知書				
③住民税納税通知書				
5 健康保険証の写し（以下の場合に限る）		—	生徒本人 1 枚	—
保護者がいない生徒で、生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合に限り、生徒本人の健康保険証の写しが必要。※7				

※1 就学支援金支給希望の有無にかかわらず、第1回と第2回の手続時に全員提出してください。

※2 第1回手続で就学支援金の支給を受けなかった方は、第2回手続では高等学校等就学支援金受給資格認定申請書を提出してください。

※3 生徒と保護者が生活保護の対象となっている旨の記載があるもので、申請日前3か月以内発行のものを提出してください。ただし、提出書類は返却できませんので、原本を提出していただく場合は御注意ください。

※4 いずれも、原本又はその写しの提出で構いません。ただし、提出書類は返却できませんので、原本を提出していただく場合は御注意ください。

※5 1月1日時点で生活保護の対象であることが確認できない場合は、区（市町村）民税所得割額が確認できる書類を提出してください。

※6 配偶者控除が確認できる場合は、配偶者に係る書類を提出していただく必要はありません。

※7 国民健康保険の場合は住民票（世帯全員のもの）又は住民票記載事項証明書の添付が必要です。

5 提出方法

- 上記の表に掲載された必要書類を、学校から配布される封筒（角形2号）に入れ封をして、学校の指定する受付期間内に、学校に郵送又は持参により提出してください。

6 よくある質問

Q1 父母ともに収入がありますが、課税証明書は二人分必要ですか？

- 二人分必要です。ただし、課税証明書で配偶者控除を受けていることが確認できれば、配偶者の非課税証明書は提出不要です。この確認ができない場合は、二人分の課税額が確認できる書類を提出してください。

Q2 平成26年6月に父母が離婚し、親権を母親が持つことになります。母親の課税額のみであれば支給の要件を満たしますが、どのような手続きをとればよいですか？

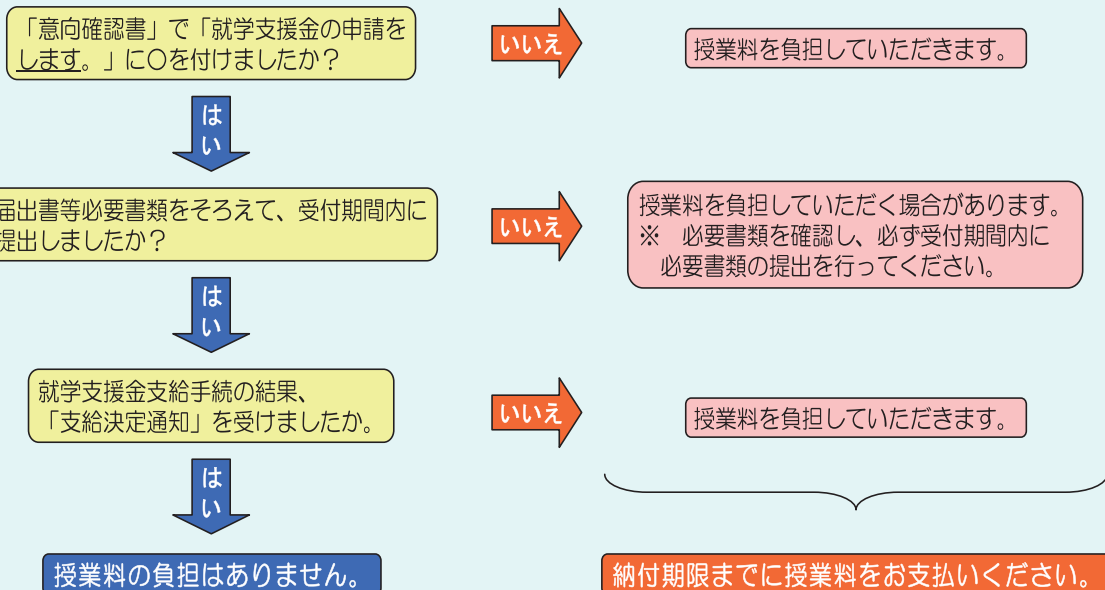
- 離婚が成立し保護者が母親のみとなった場合、母親の課税額を証明する書類を添付し届け出てください。要件を満たせば離婚成立月の翌月から支給の対象となります。
(離婚成立月までに申請を行う場合は、両親の必要書類を提出する必要があります。)

Q3 就学支援金以外に、高校段階の支援はどのようなものがありますか？

- 低所得者世帯を対象とした「高校生等奨学給付金」制度があります。
こちらについては、別途御連絡いたします。

Q4 どのような場合に授業料を支払う必要がありますか？

- 下記図のとおりです。授業料を負担していただく方には、後日「授業料納入通知書」を送付しますので、納付期限までに授業料をお支払いください。



■ 提出された個人情報の取扱いについて

この制度において東京都教育委員会が収集する、生徒や保護者等の個人情報については、法令等に従い適正に管理します。なお、就学支援金に関する業務を他の事業者へ委託して行わせる場合、委託先に対し必要かつ適正な監督を行います。

申請書類、受付期間、その他高等学校等就学支援金制度に関することについては各学校の経営企画室にお問い合わせください。